

**米原市避難行動要支援者
避難行動支援計画
(全体計画)**

平成 28 年 4 月

平成 29 年 4 月改定版

平成 30 年 10 月改定版

平成 31 年 2 月改定版

令和 4 年 6 月改定版

米 原 市

米原市避難行動要支援者避難行動支援計画(全体計画)

-目次-

第1章 基本的な考え方	1
1.1. 目的.....	1
1.2. 基本方針.....	1
1.3. 位置付け.....	1
1.4. 避難支援の対象	2
1.5. 避難支援等関係者.....	3
1.6. 避難支援者	3
第2章 避難行動要支援者情報の共有	4
2.1. 情報の収集と共有	4
2.2. 名簿の作成と配布.....	4
第3章 避難支援体制の整備	6
3.1. 自助・互助・共助・公助の取り組み	6
3.2. 地域における支援体制の構築.....	7
第4章 避難支援プラン（個別計画）の作成	9
4.1. 避難支援プラン（個別計画）の作成の目的.....	9
4.2. 避難支援プラン（個別計画）の作成	9
4.3. 避難支援プラン（個別計画）の共有	9
4.4. 避難支援プラン（個別計画）の更新	9
第5章 情報伝達体制の整備	10
5.1. 避難準備情報等の周知	10
5.2. 多様な手段の活用による通信の確保	10
5.3. 安否確認情報収集体制の整備.....	10
5.4. 情報支援要支援者に必要な情報提供体制の整備.....	10

第6章 福祉避難所等の確保	11
6.1. 福祉避難所等の確保	11
6.2. 要支援者に必要な避難環境整備	11
第7章 啓発活動	13
7.1. 市民の要支援者に対する自助および互助意識の向上.....	13
7.2. 要支援者の防災知識の向上	13
7.3. 要支援者の状況に配慮した避難支援方法の普及.....	13
7.4. 避難支援者の育成.....	13
7.5. 避難に必要な資機材の確保	13

資料編

第1章 基本的な考え方

1.1. 目的

近年、我が国においては、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震および東日本大震災に代表される大地震ならびに広島市の大規模土砂災害、関東・東北豪雨災害といった激甚災害が発生し、私たちの想像をはるかに超える甚大な被害をもたらした。

このような大災害における犠牲者には、高齢者や障がい者等いわゆる避難行動要支援者が多くの割合を占めていることから、避難行動要支援者が安全・迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが求められている。

国における避難行動要支援者に関する取組として、平成25年6月に災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の一部改正に伴い、避難行動要支援者名簿の作成が義務化された。また、本人の同意が得られた場合には、災害時の円滑で安全な避難支援のために、平常時から消防や警察などの避難支援等関係者に名簿を提供することについて指針に定めている。

本市では、これまで災害時要援護者登録制度により取り組んできたが、災害対策基本法の一部改正に基づき制度を見直すものとする。

この計画は、本市における高齢者、障がい者等の災害時における避難行動等が困難である避難行動要支援者の自助および要支援者が居住する地域の互助(支え合い)を基本として、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制が災害時に円滑に機能するよう日常的な見守り体制などを定めることにより、避難行動要支援者の安全・安心体制を強化することを目的とする。

1.2. 基本方針

本計画は、市のほか、自治会長、自主防災組織、民生委員・児童委員、災害時において避難行動要支援者の避難支援を積極的に行うことが期待される避難支援等関係機関となる者(以下「避難支援者」という。)の避難支援体制(役割)の整備について記載するものとする。

1.3. 位置付け

本計画は、米原市地域防災計画の避難行動要支援者対策について具体化するものである。なお、計画の性格上、以下の諸計画と整合を図ることを前提とする。

- ・米原市総合計画
- ・米原市地域防災計画
- ・米原市地域福祉計画
- ・米原市障がい福祉計画および米原市障がい児福祉計画
- ・米原市障がい者計画
- ・いきいき高齢者プランまいばら(介護保険事業計画/高齢者福祉計画)

また、この計画は、随時、関係機関で内容を検討し、適宜、見直しを行うものとする。

1.4. 避難支援の対象

(1) 要配慮者

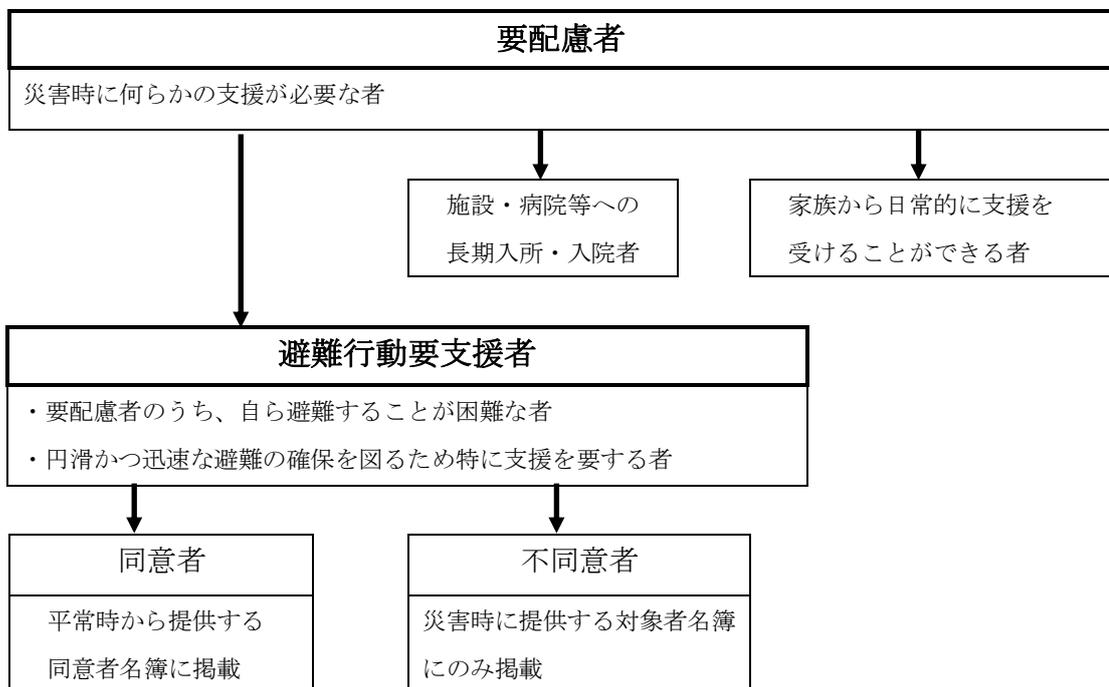
高齢者（75歳以上）、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等の災害時における避難行動等に困難が生じる者をいう。

(2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、自力で避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者をいう。ただし、家族から日常的に支援を受けることができる者または施設・病院等への長期入所・入院者を除くものとする。

避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）として名簿に記載する範囲については次の者を対象とする。

- ① 介護保険における要介護認定を受けており、要介護3から5までの者
- ② 身体障害者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級および2級の者、または聴覚・視覚3級および4級の者
- ③ 療育手帳の交付を受けており、障がいの程度がA判定の者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、等級が1級の者
- ⑤ 旧災害時要援護者登録制度による登録をしている者
- ⑥ ①から④までの要件に該当せず、災害時に自力で避難することが困難な者



1.5. 避難支援等関係者

(1) 避難支援等関係者

避難支援等関係者とは、要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者のことをいい、本市において次の者とする。

- ① 自治会長、自主防災組織
- ② 民生委員・児童委員
- ③ 社会福祉協議会
- ④ 消防機関
- ⑤ 警察機関
- ⑥ 地域包括支援センター

(2) 役割

避難支援等関係者は、日頃からの声掛け、安否確認等を通じて要支援者の見守り活動を行う等、他の支援機関と連携して要支援者の心身の状況把握に努める。

また、自主防災組織等の地域における避難支援等関係者については、市から配布された同意者名簿により要支援者本人や避難支援者とともに災害時の支援体制を協議し、避難支援プラン（個別計画）を作成する。

1.6. 避難支援者

(1) 避難支援者

災害時に要支援者に対して直接の避難支援を行う者として、地域においては次の者が候補に挙げられる。

- ① 近隣住民
- ② 自治会の構成員
- ③ その他、避難支援が可能な者

(2) 役割

避難支援者本人またはその家族等の生命および身体の安全確保を最優先とし、災害発生時に可能な範囲で避難支援を行う。ただし、避難支援者は災害時の避難行動の支援に法的な責任や義務を負うものではない。

第2章 避難行動要支援者情報の共有

2.1. 情報の収集と共有

災害時に要支援者の避難支援を行うためには、平常時から要支援者の把握と避難支援等関係者間の情報共有が必要である。そのため、避難支援等関係者は日頃から地域での見守り活動等を通して、要支援者の情報収集に努める。

(1) 情報収集

市は、要配慮者に関する情報を災害対策基本法第49条の10第3項の規定により行政内部で目的外利用する。また、避難支援等関係者から寄せられる要支援者情報も収集し、地域が実態に即した支援を行うことができるように情報を取りまとめる。

(2) 情報管理

市は、米原市個人情報保護条例（平成18年米原市条例第5号）および米原市情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報管理を行う。名簿情報の提供に当たっては、名簿の情報の漏えい防止のための必要な措置を講じた上で提供する。

(3) 名簿の適正な管理を行うための措置

- ① 要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限って提供すること。
- ② 保管は、施錠可能な場所で保管すること。
- ③ 必要以上に複製しないこと。
- ④ 取扱者を限定すること。
- ⑤ 名簿の取扱状況を報告すること。
- ⑥ 個人情報の取扱いに関する注意事項を周知徹底すること。

2.2. 名簿の作成と配布

市は、要支援者の避難誘導、安否確認、避難所での支援を行うため、避難支援等関係者と情報を共有する必要がある。また、市関係部局間で連携して、要支援者への迅速な避難支援を目的に名簿を作成する。

(1) 対象者名簿

市は、本人の同意の有無にかかわらず、要支援者の名簿（対象者名簿）を作成する。

(2) 同意者名簿

市は、災害時の支援を希望し、避難支援等関係者に情報を提供することに同意を得た者の名簿（同意者名簿）を作成する。同意者名簿に記載する事項は、次のとおりとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日、年齢
- ③ 性別
- ④ 住所または居所
- ⑤ 電話番号とその他の連絡先

- ⑥ 避難支援等を必要とする理由
 - ⑦ その他避難支援等の実施に必要な事項
- (3) 名簿の配布

市は、平常時から同意者名簿を作成し、避難支援等関係者に配布して情報を共有する。
平常時に配布する同意者名簿は年に2回作成し、避難支援等関係者に配布する。

- (4) 不同意であった者への避難支援

災害が発生または発生のおそれが生じた場合には、要支援者の生命または身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な範囲で、避難支援等関係者等に対象者名簿を提供し、避難支援に活用する。

第3章 避難支援体制の整備

3.1. 自助・互助・共助・公助の取組

災害時に適切な避難行動をとるためには、平常時から市民一人一人が高い防災意識を持ち、自分の身の安全を守るために取り組むことが大切である。自助・互助・共助・公助としてそれぞれ役割を持つものとする。

(1) 要支援者本人とその家族の役割（自助）

- ・近隣住民とコミュニケーションをとるよう努める。
- ・自治会に加入し、地域活動に参加するよう努める。
- ・防災訓練等に積極的に参加し、心身の状況や必要な支援内容を周囲に伝える。
- ・かかりつけ医や普段服用している薬が緊急時に伝えられるよう努める。
- ・家族で支え合い行動ができるよう、災害時の役割について話し合う。

(2) 地域の役割（互助）

<平常時>

- ・声掛けや見守り活動を通じて要支援者との信頼関係を築くよう努める。
- ・防災訓練を通じて要支援者の避難支援体制の確認を行う。
- ・住民間で情報交換し、近隣の情報を収集する。

<災害時>

- ・近隣住民で連携して避難行動を行う。
- ・避難情報を要支援者に伝えるとともに、地域住民と協力して、要支援者の避難誘導、安否確認を行う。

(3) 事業所等の役割（共助）

<平常時>

- ・介護保険事業者等の福祉関係者は、全体計画に基づいて、他の団体等と相互に連携して災害時における要支援者支援に当たる。

<災害時>

- ・利用者の安否確認を行い、緊急対応の必要性の確認等を行う。

(4) 市の役割（公助）

<平常時>

- ・説明会等を通じて制度の周知・広報を行う。
- ・同意者名簿を作成し、避難支援等関係者に配布する。
- ・地域で防災訓練を実施する際に、要支援者支援訓練を取り入れ、地域での支援体制を確認する機会を持つよう啓発する。

- ・避難支援等関係者の連携や活動の支援を行う。
- ・避難支援等関係者から収集した情報は、行政内部で共有するとともに支援機関に情報提供して災害時に活用する。

<災害時>

- ・名簿情報提供の同意・不同意にかかわらず対象者名簿を避難支援等支援者等に配布し、迅速な安否確認や救助活動に役立てる。
- ・避難に関する情報を要支援者に配慮した伝達手段にて行う。

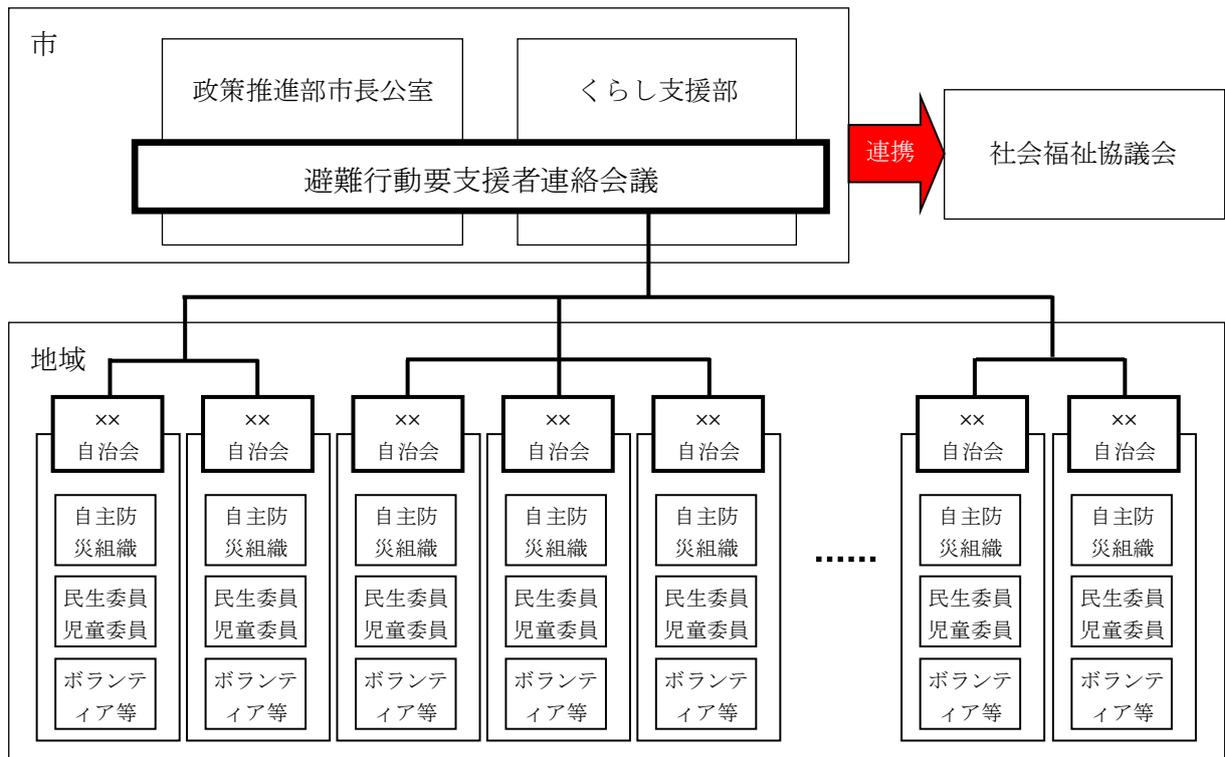
3.2. 地域における避難支援体制の構築

災害時の避難支援体制を確立するためには、平常時から見守りの活動等を通じて顔の見える関係づくりが必要である。地域においては、避難支援等関係者が連携して本制度に取り組むため、以下の事項に取り組むものとする。

(1) 避難行動要支援者連絡会議の設置

本制度は互助の精神に基づく地域での支え合いにより成り立っており、避難支援等関係者の役割分担を明確化し、共通認識を持つことが必要である。

避難支援等関係者が要支援者の支援体制をはじめとする本制度への取組について協議し、災害時における要支援者の支援を系統的に進めるため、庁内に「避難行動要支援者連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置する。



【避難行動要支援者支援体制】

区分	平常時	災害時
	避難行動要支援者連絡会議	医療福祉班
位置付け	福祉関係部局が中心となって、防災関係部局と連携した横断的なプロジェクトチームとして設置	災害対策本部体制時は福祉関係部局の要支援者支援活動の一環として実施
構成	○福祉関係部局 福祉政策課、高齢福祉課 社会福祉課、健康づくり課 ○防災関係部局 防災危機管理課 ○その他関係機関 市社会福祉協議会	○福祉関係部局 福祉政策課、高齢福祉課 社会福祉課、健康づくり課
業務	要支援者情報の収集・共有化・管理、避難行動支援計画（全体計画）の策定、要支援者参加型の防災訓練、広報等	避難準備（要支援者避難）情報の伝達、避難誘導、安否確認・避難状況の把握等

なお、連絡会議は、平常時に置かれる組織として位置付け、関係課からそれぞれ1人程度の職員を選任する。

(2) 自治会への加入促進

地域による支援体制を構築するためには、日頃からの地域のつながりの育成が大切である。要支援者は、地域の連携協働を目的に結成された住民組織である自治会に加入し、近隣住民は要支援者本人に対して自治会への加入を勧めるものとする。

(3) 防災訓練の実施

要支援者の迅速な避難支援のためには、要支援者と避難支援者の間で信頼関係が不可欠である。

防災訓練には、地域住民や要支援者、避難支援等関係者が積極的に参加し、要支援者の居住情報を共有し、避難に関する情報の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、迅速な避難支援体制を整備する。

第4章 避難支援プラン（個別計画）の作成

4.1. 避難支援プラン（個別計画）の作成の目的

災害の発生時や災害の可能性が高まった際には、要支援者の避難支援を迅速かつ適切に実施しなければならない。そのためには、避難支援を要する一人一人について、誰が支援し、どの避難所等へ、どのような方法で避難させるかをあらかじめ定めておく必要がある。

災害発生時には、要支援者の状況に応じて避難の要否を判断することになるが、個別計画は、平常時から、いざという時のための事前把握をしておくために作成する。

4.2. 避難支援プラン（個別計画）の作成

地域の避難支援等関係者（自治会長、自主防災組織、民生委員・児童委員）は、提供された同意者名簿を基に地域の実情等を踏まえ、要支援者本人やその家族とともに、支援に関する必要事項等を記載して個別計画を作成する。

4.3. 避難支援プラン（個別計画）の共有

作成した個別計画は、避難支援者、地域の避難支援等関係者（自治会長、自主防災組織、民生委員・児童委員）、連絡会議で情報共有し、災害に備えるとともに、平常時から要支援者の状況把握と見守りに努める。

4.4. 避難支援プラン（個別計画）の更新

個別計画の作成後は、地域において情報を共有するとともに、実効性を高めるため、避難訓練等を行い、避難支援体制を確認し、個別計画の内容の検証を行うとともに、日頃の見守り活動等を通じて、常に最新の情報を把握し、必要に応じて個別計画の更新を行う。

第5章 情報伝達体制の整備

5.1. 避難準備情報等の周知

市は、地域防災計画において、特に風水害のおそれがあり、要支援者が避難を開始しなければならない段階で、人的被害が発生する可能性が高まったとき（要支援者が避難に要する時間内に、氾濫危険水位に到達すると予測される段階等）に避難準備情報を発表することを定めている。

要支援者への情報伝達については、下記の情報伝達方法に加えて、避難支援者および介護保険事業者を介した情報伝達を実施する。

5.2. 多様な手段の活用による通信の確保

市は、地域防災計画において、避難準備情報等の情報伝達は、防災情報伝達システム、インターネット、携帯電話、電話、ファックス、市公式ウェブサイト、伊吹山テレビ、テレビ・ラジオ、広報車等により、速やかに実施することを定めている。

連絡会議は、情報の受信・理解・判断・行動等の各段階で要支援者に対し、迅速かつ的確な情報伝達ができるよう、次の点について検討し、多用な通信手段の確保に努める。

- ・ 要支援者の特性を踏まえた情報伝達手段
- ・ 分かりやすい言葉、情報提供方法
- ・ 要支援者からの情報発信に関する体制づくり
- ・ 平常時の見守りの中での情報伝達経路の確立

5.3. 安否確認情報収集体制の整備

(1) 個別計画が作成された要支援者

連絡会議は、個別計画が作成された要支援者の安否確認情報を収集伝達するための体制を整備する。

(2) 個別計画が作成されない要支援者

連絡会議は、個別計画が作成されない要支援者についても把握に努め、日頃の見守りの中で、安否確認が行われるよう、自治会長、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉関係機関等と連携を図る。

また、市内の社会福祉施設等について、施設内容、利用実態などの情報を把握するとともに、日頃から協力関係をつくることにより、災害発生時には各施設から安否情報が得られるよう体制を整備する。

5.4. 情報支援要支援者に必要な情報提供体制の整備

連絡会議は、避難所や福祉避難所において、情報の収集が困難な要支援者に対して情報を提供できるよう、聴覚に障がいのある人のための手話通訳者・筆記要約者の配置、視覚に障がいのある人のための拡声器・携帯ラジオ等の整備に努める。

第6章 福祉避難所等の確保

6.1. 福祉避難所等の確保

市は、災害時の避難生活において、要支援者が身体介護や医療相談等の必要な生活支援を受けられるように、次の福祉避難所等の確保を行う。

連絡会議は、医療関係機関等と連携し、災害時に福祉避難所において必要となる要支援者の健康管理や医療相談等に当たる医療支援スタッフおよび介護支援スタッフ等の協力体制を整える。

(1) 指定福祉避難所

要支援者のうち、入院の必要や施設に入所するほどではないが、避難所等での生活に支障がある者に対し、何らかの特別な福祉的配慮を行う避難所として、以下の施設を福祉避難所と指定し、日頃から施設管理者と連携しつつ、災害時に必要となる空間や物資・器財、人材、移動手段等の事前整備に努める。

- ・米原市伊吹地域福祉センター愛らんど
- ・米原市山東健康福祉センター
- ・米原市米原地域福祉センターゆめホール
- ・米原市近江地域福祉センターやすらぎハウス
- ・米原市地域包括ケアセンターいぶき
- ・米原市地域包括医療福祉センター
- ・きらめきデイサービスセンター

(2) 福祉避難室

避難所（小学校等）に福祉避難室を整備し、要支援者のニーズに対応する。また、福祉避難室については、保健室や特別教室等を充てることとする。

なお、避難者への支援は、公平性を原則としながら、要支援者には次の点を十分に配慮する。

- ・トイレに近い場所の確保
- ・寒暖の差が少ない場所への誘導
- ・畳の部屋がある場合は要支援者を優先
- ・可能な限りのプライバシーの確保
- ・男女トイレの分離、着替えスペース、間仕切りの設置、授乳スペース 等

(3) 緊急入所

要支援者の体調管理に万全を期すため、社会福祉施設等への緊急入所措置が図れるよう施設管理者とあらかじめ協議を行い、同意を得た上で、協定を締結するなど協力体制の整備を図る。

6.2. 要支援者に必要な避難環境整備

市は、要支援者に配慮した生活環境を提供するため、避難所については、福祉トイレの設置やバリアフリー化の促進に努める。

歩行が困難な人や視覚に障がいがある人は、できるだけ出入り口に近い場所を確保するなど移動について配慮する。

視覚に障がいのある人に対しては、ガイドヘルパーの配置に努めるとともに、壁伝いに移動できるよう壁側に物を置かないようにしたり、順路にロープ等を張ったりして楽に移動できるよう配慮する。

食料や飲料水、生活必需品などの必要物資の備蓄においても、要支援者に配慮し、お粥や粉ミルク等の非常食や紙おむつ、車椅子、補聴器の電池、簡易トイレ等の必要物資について、備蓄や協定の締結等により速やかに調達できる体制整備に努める。

また、補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。

さらに、情報の収集が困難な要支援者に対して、情報を提供する。聴覚に障がいのある人のための手話通訳者・要約筆記者の配置、視覚に障がいのある人のためには、構内放送・拡声器により音声情報を繰り返したり、拡大文字や点字による情報の提供に努める。

第7章 啓発活動

7.1. 市民の要支援者に対する自助および互助意識の向上

連絡会議は、日頃の見守りや支え合いなどの中で、地域全体の融和や助け合い精神、福祉社会づくりの意識の醸成を図る。

7.2. 要支援者の防災知識の向上

連絡会議は、要支援者自身が自助意識を高め、必需品の準備や避難経路・避難所等を確認するなど、防災に関心を持ち、正しい知識を身に付けられるよう、防災知識の普及啓発を図る。

7.3. 要支援者の状況に配慮した避難支援方法の普及

連絡会議は、要支援者の状況に配慮した避難支援方法について、研修会、広報誌、市公式ウェブサイト、伊吹山テレビ等を通じて、住民に普及する。

7.4. 避難支援者の育成

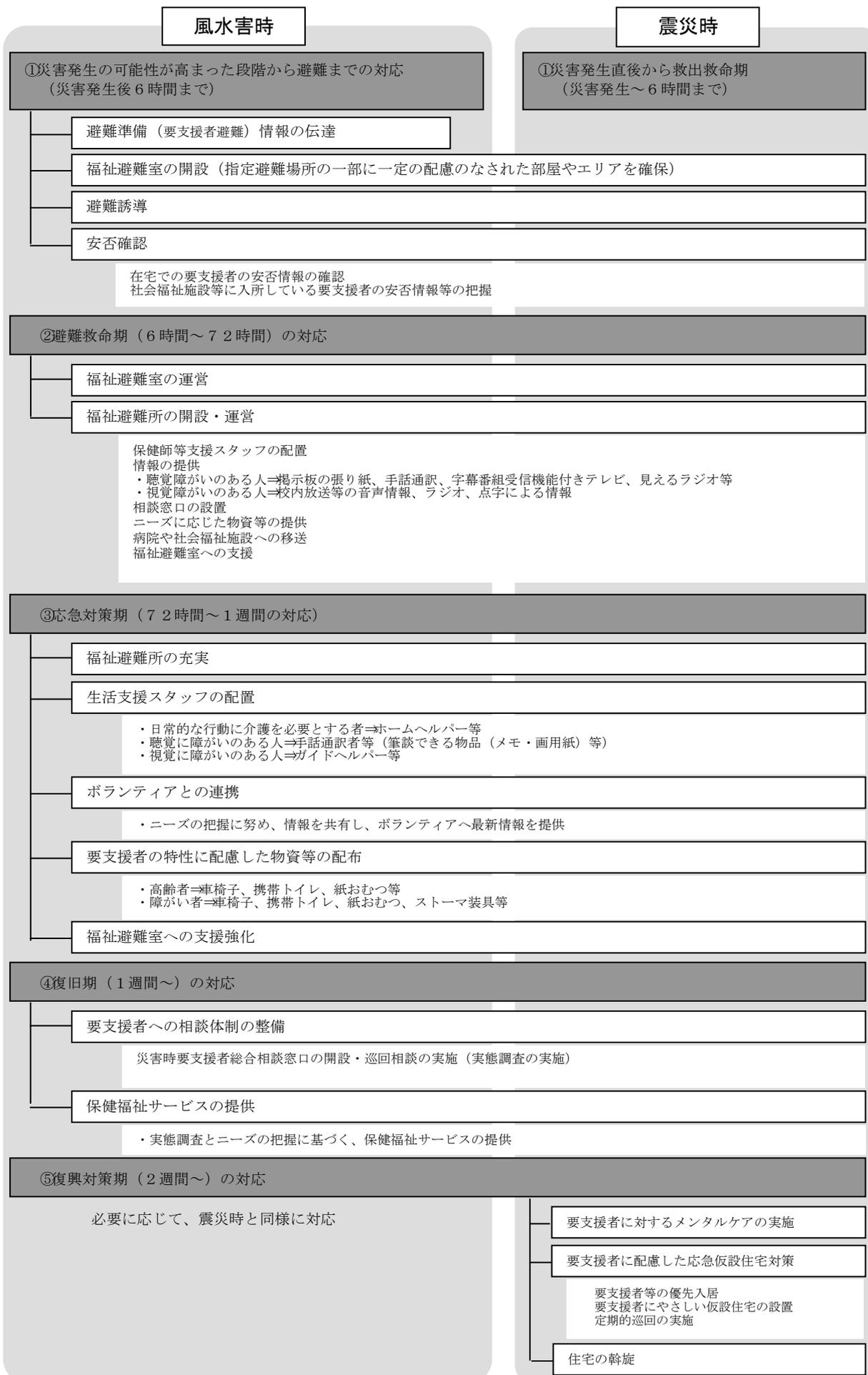
連絡会議は、自治会と連携し、研修等を通じて、地域の要支援者支援活動を継続的・専門的に担う人材を育成する。

7.5. 避難に必要な資機材の確保

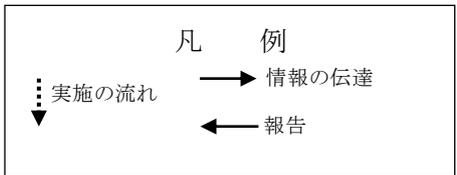
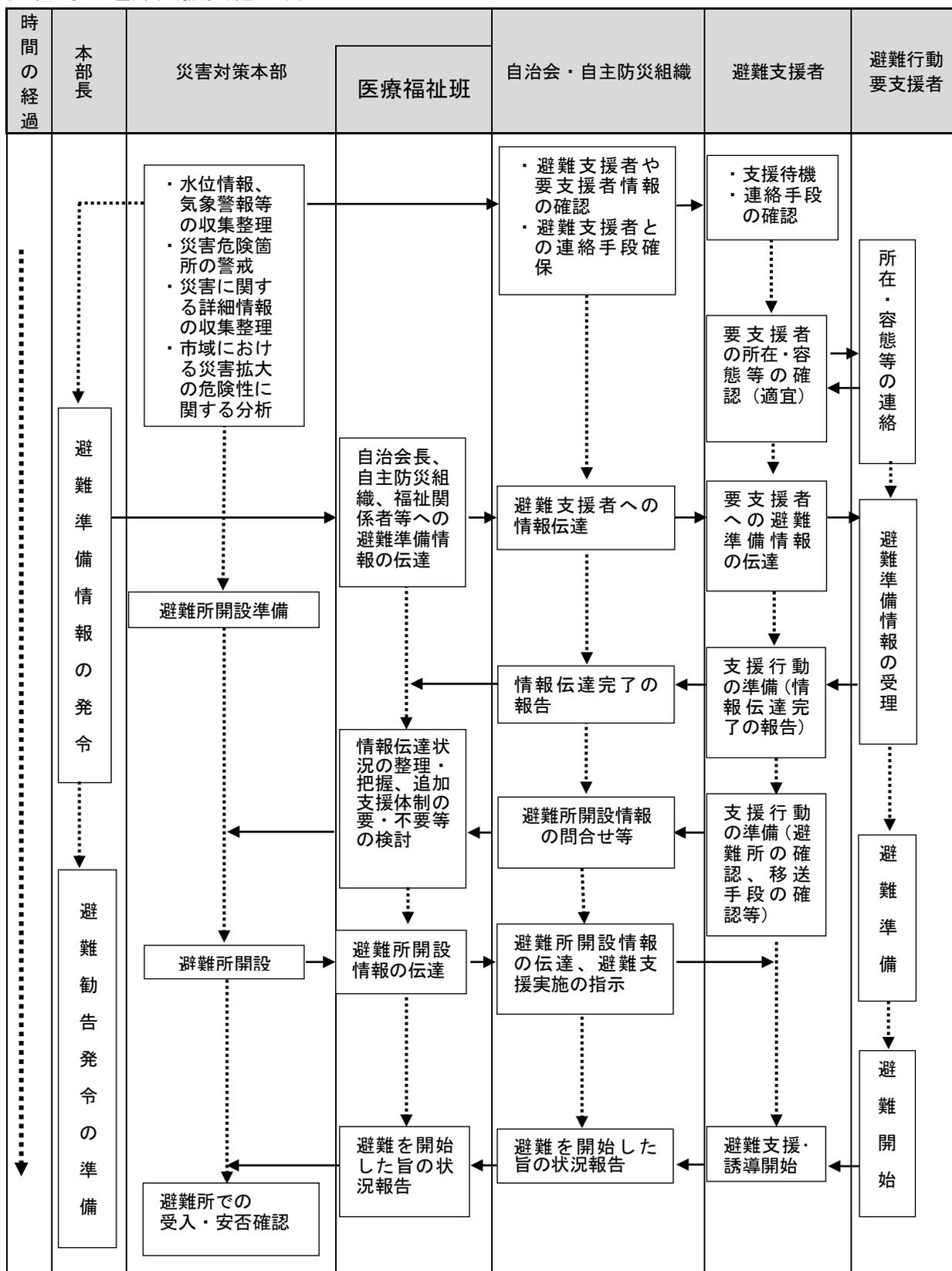
市は、助成事業の拡充に努め、地域における防災資機材の整備を支援する。

資料編

災害発生時の要支援者対応フロー



災害時の避難支援実施の流れ



避難行動要支援者支援方法マニュアル

■寝たきりの人への配慮

特徴	支援のポイント	
	平常時	災害時
<p>○自力で災害に対応する行動が制限され、自分の体の安全を守る事が難しい。</p> <p>○相手に自分の状況を知らせることが難しい。</p> <p>○担架や車いすなどの移動用具と複数の支援者が必要になる。</p>	<p>●日頃から自宅へ訪問するなどして、コミュニケーションを積極的にとるよう心掛ける。</p> <p>●可能であれば、要支援者の家族などと一緒に避難所までの経路を確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行う。</p> <p>●担架や車いすなどの移動用具の取扱い訓練を行う。また、移動用具の保管場所を確認しておく（移動用具がない場合は、毛布などで応急担架を作ることができるので、その方法について確認しておく。）。</p> <p>●医療・介護関係者や家族などの連絡体制を確認しておく。</p>	<p>●いち早く安否確認を行う。また、適切な情報を伝えて不安を和らげる。</p> <p>●一人で助けられない場合は、無理をせず、周囲の人に声を掛け、協力して避難誘導する。</p> <p>●トイレ・入浴設備など物的配慮を行う。</p> <p>●家族に対する支援も行う。</p>

■認知症のある人への配慮

特徴	支援のポイント	
	平常時	災害時
<p>○自力で判断し、行動することが難しい。</p> <p>○相手に自分の状況を知らせることが難しい。</p>	<p>●日頃から自宅へ訪問するなどして、コミュニケーションを積極的にとるよう心掛ける。</p> <p>●可能であれば、要支援者の家族などと一緒に避難所までの経路を確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行う。</p>	<p>●いち早く安否確認を行う。また、適切な情報を伝えて、恐怖感を与えないよう、優しい言葉を掛け、不安を和らげる。</p> <p>●必ず誰かが付き添い、一人にしないようにする。</p> <p>●避難誘導するときは、状況を伝えながら、安全に誘導する。</p> <p>●身体に触れたりすることで、余計に混乱したり、大声をあげたりする可能性があるが、叱ったりせず、ゆっくり丁寧に話しかける。同時に二つ以上のことを伝えないようにする。</p>

■視覚障がいのある人への配慮

特徴	支援のポイント	
	平常時	災害時
<p>○視覚による被害状況等の情報収集が難しい。</p> <p>○災害時には、普段どおりの行動ができなくなり、自分一人では動くこと、避難することができない。</p> <p>○避難所など慣れない場所で行動することが難しい。</p>	<p>●日頃からあいさつや声掛けを行うなど、音声によるコミュニケーションを積極的にとるよう心掛ける。</p> <p>●可能であれば、要支援者の家族などと一緒に避難所までの経路を確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行う。</p>	<p>●いち早く安否確認を行う。また、適切な情報を伝えて、(音声による情報伝達が必要) 不安を和らげる。</p> <p>●避難誘導する時は、支援者の肩やひじを持ってもらい、自分が先に立って誘導する。段差や行き先、障害物の有無について、声を掛けながら安全に誘導する。</p> <p>●避難所内の案内をする(トイレ、電話の位置など)。</p> <p>●盲導犬ユーザーに対しては、方向や状況を説明し、直接盲導犬を引いたり、触ったりしない。</p>

■聴覚障がいのある人への配慮

特徴	支援のポイント	
	平常時	災害時
<p>○外見からは障がいのあることが分からない。</p> <p>○言葉で相手に自分の状況を知らせることが難しい。</p> <p>○音声(テレビ・ラジオ・電話など)による被害状況などの情報収集が難しい。</p> <p>○必ずしも手話ができていない。</p>	<p>●日頃から筆談や身振りなどでコミュニケーションを積極的にとるよう心掛ける。また、口の動きで言葉を理解できることもあるので、身振りを交え、正面から落ち着いて話す。</p> <p>●可能であれば、要支援者の家族などと一緒に避難所までの経路を確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行う。</p>	<p>●いち早く適切な情報を伝えて、不安を和らげる。また、筆談をするために、メモやペンなど筆記用具を用意しておく。</p> <p>●避難誘導するときは、状況を伝えながら、安全に誘導する。</p> <p>●避難所では情報から取り残されないよう、音声による連絡は必ず文字でも掲示し、情報を伝える。また、できるだけ分かりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふるよう配慮する。</p>

■音声・言語機能に障がいのある人への配慮

特徴	支援のポイント	
	平常時	災害時
<p>○外見からは障がいのあることが分からない。</p> <p>○言葉で相手に自分の状況</p>	<p>●日頃から筆談や身振りなどでコミュニケーションを積極的にとるよう心掛ける。また、相手の言葉を注意深く聞き取るよう</p>	<p>●いち早く適切な情報を伝えて、不安を和らげる。また、筆談をするために、メモやペンな</p>

<p>を知らせることが難しい。</p>	<p>に心掛ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●可能であれば、要支援者の家族などと一緒に避難所までの経路を確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行う。 	<p>ど筆記用具を用意しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難誘導するときは、状況を伝えながら、安全に誘導する。
---------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

■肢体不自由のある人への配慮

特徴	支援のポイント	
	平常時	災害時
<p>○自力で災害に対応する行動が制限され、自分の身体を守る事が難しい。</p> <p>○自立歩行が困難な方や寝たきりの方など、状況によっては、担架や車いすなどの移動用具と複数の支援者が必要となる。</p> <p>○麻痺等で言葉が不自由な人は、言葉で相手に自分の状況を知らせることが難しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●日頃からあいさつや声掛けを行うなど、コミュニケーションを積極的にとるよう心掛ける。 ●可能であれば、要支援者の家族などと一緒に避難所までの経路を確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行う。 ●担架や車いすなどの移動用具の取扱い訓練を行う。また、移動用具の保管場所を確認しておく（移動用具がない場合は、毛布などで応急担架を作ることができるので、その方法について確認しておく。）。 ●家具の転倒防止など、あらかじめ住まいの安全確保を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●いち早く安否確認を行う。また、適切な情報を伝えて不安を和らげる。 ●一人で助けられない場合は、無理をせず、周囲の人に声を掛け、協力して避難誘導する。 ●トイレ・入浴設備など物的配慮を行う。

■内臓部に障がいのある人への配慮

特徴	支援のポイント	
	平常時	災害時
<p>○障がいの程度や種類によって、必要な支援が大きく異なる。</p> <p>○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。</p> <p>○人工透析など医療的援助が必要な場合がある。</p> <p>○適切な医療機材（人工呼吸器、酸素ボンベなど）、医療品がなければ、命に関わる場合がある。</p> <p>○状況によって、状態が悪化することがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●日頃からあいさつや声掛けを行うなど、コミュニケーションを積極的にとるよう心掛ける。 ●可能であれば、要支援者の家族などと一緒に避難所までの経路を確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行う。 ●担架や車いすなどの移動用具の取扱い訓練を行う。また、移動用具の保管場所を確認しておく（移動用具がない場合は、毛布などで応急担架を作ることができるので、その方法について確認しておく。）。 ●かかりつけの医療機関や必要な医療機材、医療品など事前に確認しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ●いち早く適切な情報を伝えて、不安を和らげる。 ●一人で助けられない場合は、無理をせず、周囲の人に声を掛け、協力して避難誘導する。 ●避難誘導するときは、状況を伝えながら、安全に誘導する。

■知的障がいのある人への配慮

特徴	支援のポイント	
	平常時	災害時
<p>○災害の発生による環境の変化によって、精神的動揺が激しくなる場合がある。</p> <p>○一人では危険の察知や状況判断が困難で、逃げ遅れる場合がある。</p> <p>○急激な環境の変化に順応しにくい場合がある。</p>	<p>●日頃から自宅へ訪問するなど、コミュニケーションを積極的にとるよう心掛ける。</p> <p>●可能であれば、要支援者の家族などと一緒に避難所までの経路を確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行う。</p>	<p>●いち早く適切な情報を伝え、恐怖感を与えないよう、優しい言葉を掛け、不安を和らげる。</p> <p>●言葉が伝わりにくい場合は、身振りや簡単な絵で理解してもらえよう工夫する。</p> <p>●必ず誰かが付き添い、一人にしないようにする。</p> <p>●避難誘導するときは、状況を伝えながら、安全に誘導する。</p> <p>●身体に触れたりすることで、余計に混乱したり、大声をあげたりする場合があるが、叱ったりせず、ゆっくり丁寧に話しかける。</p>

■発達障がい・精神障がいのある人への配慮

特徴	支援のポイント	
	平常時	災害時
<p>○多くは自分で危険を判断し、行動することができる。</p> <p>○普段から服用している薬を携帯する必要がある。</p> <p>○災害発生による環境の変化によって、精神的な動揺が見られる場合がある。</p>	<p>●日頃から自宅へ訪問するなど、コミュニケーションを積極的にとるよう心掛ける。</p> <p>●可能であれば、要支援者の家族などと一緒に避難所までの経路を確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行う。</p> <p>●服用している薬や量を事前に確認しておく。</p>	<p>●いち早く適切な情報を伝え、恐怖感を与えないよう、優しい言葉を掛け、不安を和らげる。</p> <p>●避難誘導するときは、状況を伝えながら、安全に誘導する。</p>

■高齢者（ひとり暮らしや高齢者世帯）への配慮

特徴	支援のポイント	
	平常時	災害時
<p>○周囲からの情報が乏しく、緊急事態の察知が遅れる場合がある。</p> <p>○体力が衰え、行動機能が低下している場合があるが、多くは自力で行動できる。</p>	<p>●社会参加を積極的に呼び掛ける。</p> <p>●一緒に避難所までの経路を確認するなど、普段から、災害に備えて、支援方法の確認を行う。</p>	<p>●適切な情報を伝えて、不安を和らげる。</p> <p>●避難誘導するときは、状況を伝えながら、安全に誘導する。</p>

災害時要配慮者関係機関リスト（介護サービス）

（１） 居宅介護支援事業者

番号	事業所	住所	電話番号	災害危険区域 指定の状況
1	水野ケアプランセンター	長岡 645	55-4110	浸水想定区域
2	坂田ケアプランセンター	野一色 1136	55-3522	指定なし
3	ケアプランみしま池	池下 563-1	55-0304	指定なし
4	ケアセンターいぶき居宅介護支援事業所	春照 58-1	58-1222	指定なし
5	Links	顔戸 501-5	57-6310	指定なし
6	在宅介護ファミリーケア米原センター	中多良一丁目 17	52-5665	浸水想定区域
7	ひだまり	能登瀬 1322-1	54-0166	浸水想定区域
8	ケアプランセンター米原市社会福祉協議会	顔戸 21-2	52-1463	指定なし
9	やすらぎハウス居宅介護支援事業所	顔戸 21-2	52-1470	指定なし
10	ケアプランセンター あすか	顔戸 1411-50	52-1444	浸水想定区域
11	介護相談センター いきいきおうみ	顔戸 1729-1	52-8851	指定なし
12	ケアマネジメントセンター・ライフ	高溝 236-6	52-9191	浸水想定区域
13	ケアプランセンターるくる	高溝 224-27	54-5447	浸水想定区域
14	つむぎ	多和田 1031-3	50-2993	浸水想定区域

（２） 地域密着型小規模多機能居宅介護支援事業者

番号	事業所	住所	電話番号	災害危険区域 指定の状況
1	(福) 米原市社会福祉協議会 いをぎの家	岩脇 24-1	52-6006	土砂災害警戒区域
2	ほっとひだまり	一色 458-2	54-2277	浸水想定区域
3	はなれひだまり	本郷 603-1	55-3131	浸水想定区域

（３） 訪問介護（ホームヘルプサービス）

番号	事業所	住所	電話番号	災害危険区域 指定の状況
1	水野ヘルプステーション	長岡 645	55-4119	浸水想定区域
2	まごの手ケアサービス	坂口 90-70	55-3210	浸水想定区域
3	レーク伊吹農業協同組合訪問介護事業所	能登瀬 1286-2	54-2112	浸水想定区域
4	在宅介護ファミリーケア米原センター	中多良一丁目 17	52-5665	浸水想定区域
5	ゆうゆうケアサービス	磯 1729-1	52-2512	指定なし
6	ニチイケアセンター米原	宇賀野 206-7	52-9010	浸水想定区域
7	坂本ケアサービス	宇賀野 219-32	52-4664	浸水想定区域
8	(福) 米原市社会福祉協議会 ビジットケアあおば	顔戸 21-2	52-1463	指定なし

(4) 訪問看護

番号	事業所	住所	電話番号	災害危険区域 指定の状況
1	地域包括ケアセンターいぶき	春照 58-1	58-1222	指定なし
2	訪問看護ステーションあすか	顔戸 1411-50	52-1444	浸水想定区域
3	訪問看護ステーションライフ	高溝 636-6	52-8686	浸水想定区域
4	訪問看護ステーションひだまり	能登瀬 1322-1	54-2233	浸水想定区域
5	訪問看護ステーションみしま池	池下 563-1	56-0507	指定なし

(5) 短期入所

番号	事業所	住所	電話番号	災害危険区域 指定の状況
1	(福) 青祥会 坂田青成苑	野一色 1136	55-3511	指定なし
2	介護老人保健施設 坂田メディケアセンター	野一色 1136	55-8211	指定なし
3	ケアセンターいぶき 介護老人保健施設	春照 58-1	58-1222	指定なし
4	スマイルショートステイ	寺倉 603-1	54-8201	指定なし

(6) 通所介護 (デイサービス (地域密着型、認知症対応型含む))

番号	事業所	住所	電話番号	災害危険区域 指定の状況
1	山東デイサービスセンター	長岡 1050-1	55-7188	浸水想定区域
2	デイサービス みしま池	池下 563-1	55-0304	指定なし
3	スタイルケア	高番 408	58-8003	指定なし
4	坂田デイサービスセンター	野一色 1136	55-3511	指定なし
5	(福) 米原市社会福祉協議会 あったかほーむ かせの	加勢野 525-2	55-3738	指定なし
6	(福) 米原市社会福祉協議会 東部デイサービスセンター はびろ	柏原 2202	57-1800	指定なし
7	いぶきの家	井之口 180	55-0205	指定なし
8	(福) 米原市社会福祉協議会 デイサービスセンター愛らんど	春照 56	58-1770	指定なし
9	(福) 米原市社会福祉協議会 デイサービスセンター きたで～	大久保 885	58-8010	土砂災害危険箇所
10	特定非営利活動法人ほほえみ	上野 1056	58-2288	土砂災害警戒区 域
11	きらめきデイサービスセンター	朝妻筑摩 2483	52-8816	浸水想定区域
12	(福) 米原市社会福祉協議会 デイサービスセンターゆめホール	三吉 570	54-3110	指定なし
13	デイサービスセンター千寿倶楽部	上多良 228-1	52-6830	浸水想定区域
14	ひだまり	一色 458-2	54-2277	浸水想定区域
15	ファミリーケア米原センター	中多良一丁目 17	52-5665	浸水想定区域
16	リハデイいそ	磯 1703	52-8700	指定なし
17	(福) 米原市社会福祉協議会 デイサービスセンター行こ家のとせ	能登瀬 1294-3	54-8188	浸水想定区域
18	(福) 米原市社会福祉協議会 デイサービスセンター寄る家うかの	宇賀野 590	52-6880	浸水想定区域
19	スマイルデイサービスセンター	寺倉 603-3	54-8204	指定なし
20	デイサービスセンターやすらぎハウス	顔戸 21-2	52-1470	指定なし
21	est エストー	顔戸 501-5	57-6277	浸水想定区域
22	ポラリスデイサービスセンター米原	岩脇 391-2	52-8067	浸水想定区域

番号	事業所	住所	電話番号	災害危険区域 指定の状況
23	リハビリデイサービスこころは	宇賀野 181	52-1211	浸水想定区域
24	ラウンド多和田	多和田 1033-1	54-1022	浸水想定区域
25	デイホームゆりの木 米原	世継 1028-9	52-8338	浸水想定区域
26	いきいきおうみ みんなの家	顔戸 1729-1	52-8851	指定なし

(7) 通所リハビリ

番号	事業所	住所	電話番号	災害危険区域 指定の状況
1	医療法人緑泉会水野医院デイケア緑泉館	長岡 600	55-2773	浸水想定区域
2	坂田メディケアセンター	野一色 1136	55-8211	指定なし
3	ケアセンターいぶき介護老人保健施設	春照 58- 1	58-8037	指定なし
4	通所リハビリテーションいそ	磯 1729-1	52-2002	指定なし
5	近江診療所	新庄 77-1	54-2127	浸水想定区域 土砂災害警戒区域

(8) 福祉用具貸与／福祉用具購入

番号	事業所	住所	電話番号	災害危険区域 指定の状況
1	介護・健康用品のクローバー	下多良一丁目 150 北居ビル 3F	52-8787	浸水想定区域
2	(株) ライフ	高溝 236-8	52-5591	浸水想定区域

災害時要配慮者関係機関リスト(障がい者サービス)

(1) 相談支援事業所

番号	事業所	住所	電話番号	災害危険区域 指定の状況
1	米原市相談支援事業所	米原 1016	53-5123	浸水想定区域
2	障がい者相談支援センター ほたる	三吉 570	54-3201	指定なし
3	児童発達相談支援 ふたば	新庄 77-1	51-9013	浸水想定区域 土砂災害警戒区域
4	障がい者相談支援センター虹色ひだまり	能登瀬 1322-1	54-0166	浸水想定区域

(2) 居宅介護系事業所

番号	事業所	住所	電話番号	災害危険区域 指定の状況
1	ニチイケアセンター米原	宇賀野 206-7	52-9011	浸水想定区域
2	まごの手ケアサービス	坂口 90-70	55-3210	浸水想定区域
3	坂本ケアサービス	宇賀野 219-32	52-4664	浸水想定区域
4	(福) 米原市社会福祉協議会 ビジットケアあおば	顔戸 21-2	52-1463	指定なし

(3) 就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)・生活介護事業所

番号	事業所	住所	電話番号	災害危険区域 指定の状況
1	就労支援センター あっぷでーと	米原 549	50-6740	土砂災害危険区域
2	ウェルメント米原	上多良 46-3	51-9086	浸水想定区域
3	ウェルメント米原2	中多良 752	51-9088	浸水想定区域
4	ウェルメント米原3	岩脇 382-2	51-9090	浸水想定区域
5	ウェルメント米原4	入江 1570	51-9092	浸水想定区域
6	社会福祉法人湖北会 いぶきやま	春照 1969-1	58-1533	指定なし
7	社会福祉法人湖北会 ワークスさかた	入江 638-3	53-3100	浸水想定区域
8	ほおずき作業所	新庄 672	52-4659	指定なし
9	社会福祉法人湖北会 ライフまいばら	大鹿 514	55-2551	指定なし
10	大空ひだまり	能登瀬 1322-1	54-3355	浸水想定区域
11	湖北みみの里	宇賀野 269	52-8233	浸水想定区域

(4) 放課後等デイサービス

番号	事業所	住所	電話番号	災害危険区域 指定の状況
1	放課後等デイサービス たいよう	新庄 77-1	54-2127	浸水想定区域 土砂災害警戒区域
2	フォーラムまこと	市場 471-5	55-1881	指定なし
3	青空ひだまり	能登瀬 1322-1	54-3355	浸水想定区域

(5) 児童発達支援

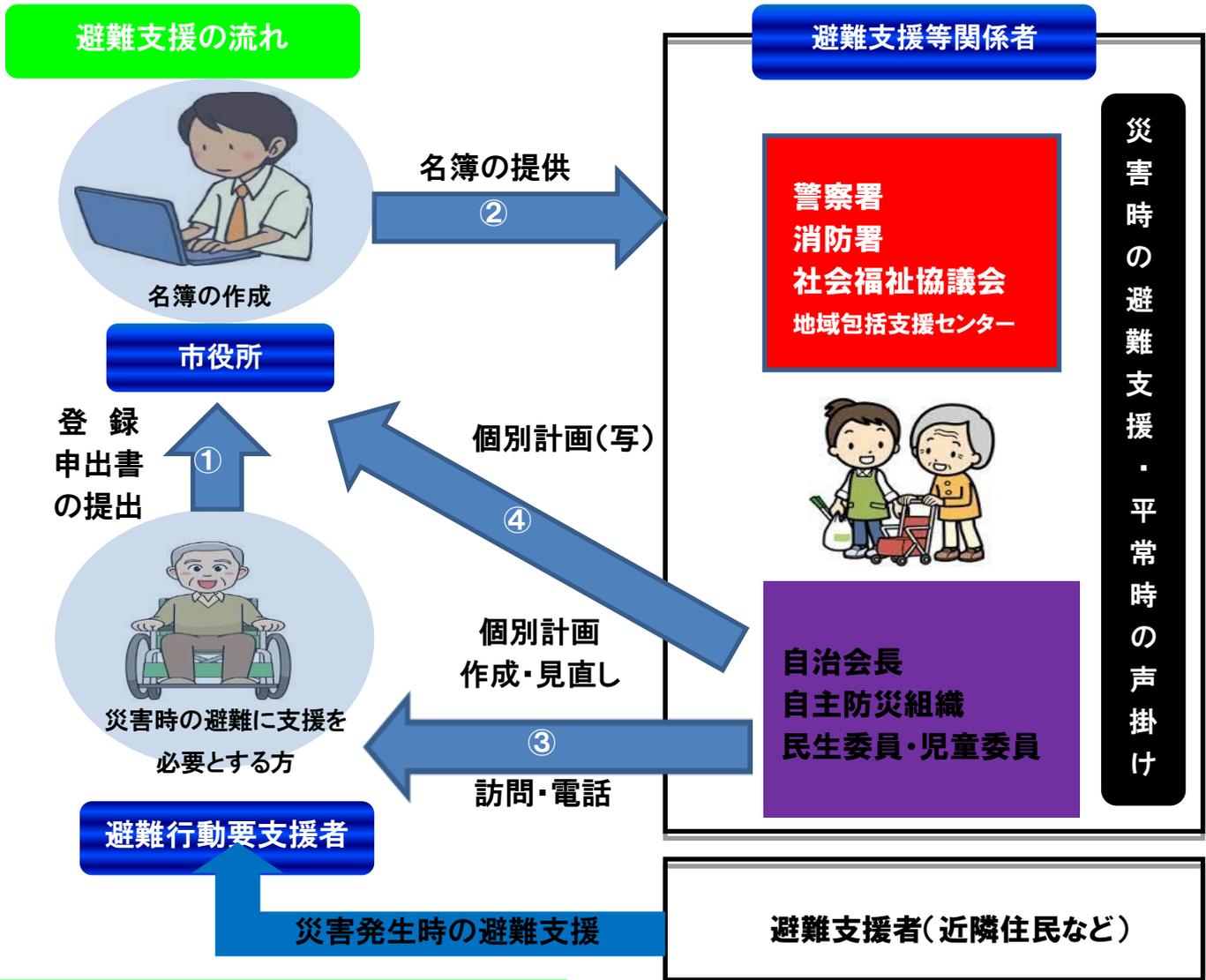
番号	事業所	住所	電話番号	災害危険区域 指定の状況
1	児童発達支援 ひまわり	新庄 77-1	54-2127	浸水想定区域 土砂災害警戒区域

みんながつながり地域で支え合うことが大切です！

災害時における避難行動要支援者の避難支援について

災害対策基本法の一部改正に伴い、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある方などの避難行動要支援者名簿を作成することが市町村に義務付けられました。

災害時に避難支援を必要とする方の中で、地域への情報提供に同意いただいた方の名簿を市が作成し、その情報を地域に提供することで、平常時の見守りや災害時の避難支援体制づくりに役立てます。



支援の対象者(避難行動要支援者)

- ① 介護保険における要介護認定を受けており、要介護3～5までの方
- ② 身体障害者手帳の交付を受けている障がい程度1級および2級の方、または聴覚・視覚の3級および4級の方
- ③ 療育手帳の交付を受けており、障がいの程度がA判定の方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、等級が1級の方
- ⑤ 旧災害時要援護者登録制度による登録をしている方
- ⑥ ①から④までの要件に該当せず、災害時に自力で避難することが困難な方
※施設・病院等への長期入所・入院者を除く。

名簿の配布先について

作成した名簿は、**自治会長、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、消防機関、警察機関**に提供します。

避難支援が必要な方は登録申出書の提出を・・・

日頃から地域へ情報提供するためには、市役所へ登録申出書の提出が必要です。

- ◆本人による記入が困難な場合は、代理人により記入をお願いします。
- ◆代理人は配偶者、扶養義務者、保護者を基本としますが、それ以外の方が申請される場合はご相談ください。

福祉政策課、高齢福祉課、社会福祉課、防災危機管理課、地域振興課までご提出ください。

※郵送での提出も可能です(郵送の場合は、福祉政策課あてに送付してください。)

【同意に当たっての注意】

支援を希望される方自身も、常に自分の身は自分で守るという意識を持って、普段から積極的に周囲の方とコミュニケーションをとるよう心掛けましょう。また、地域に情報を提供しても、災害の状況などにより、支援を受けられない場合もあります。

自治会に加入しておられない方は、加入されることをお勧めします。

地域のみなさまへ

災害が発生したときには、地域の支え合いが力を発揮します。

この制度は地域の支え合いにより、少しでも災害時の被害を減らそうとする取組です。災害時はご自身やご家族の安全を確保の上、可能な範囲でのご協力をお願いします。

個別計画の作成について

名簿の提供に同意された方の具体的な安否確認や避難支援の方法を検討して個別計画を作成します。

個別計画を作成するため、自治会役員等や民生委員・児童委員等がご自宅へ電話や訪問させていただく場合があります。

個別計画の作成により、災害発生時には、避難支援者による安否確認や避難場所への誘導などの安全の確保を目指します。

※すでに自治会等での取組が進められている地域は、この限りではありません。

【問い合わせ先】

米原市役所 暮らし支援部 福祉政策課

〒521-8501 米原市米原 1016 番地
TEL 0749-53-5121 FAX 0749-53-5128

<普段いる部屋、寝室の位置>			<その他特記事項> 不在の時の目印、避難済の目印など		
			担当ケアマネ等の氏名		
			連絡先		
避難支援者	住所	〒	連絡先	自宅電話	
				F A X	
	ふりがな氏名			携帯電話	
				その他	
	住所	〒	連絡先	自宅電話	
				F A X	
	ふりがな氏名			携帯電話	
				その他	
	住所	〒	連絡先	自宅電話	
				F A X	
	ふりがな氏名			携帯電話	
				その他	

上記、避難支援等関係者に提供した情報について、記載内容に誤りが無いことを確認するとともに、**市、避難支援者、地域の避難支援等関係者**に提供することに同意します。

また、この避難支援プラン(個別計画)に掲載されている私以外の個人情報については、それぞれ本人から情報共有の同意を得ているので、申し添えます。

年 月 日

氏名(本人署名) _____

代理記載者のお名前 <small>※代理の方が記入した場合</small>	お名前		本人との関係	
	住所		連絡先	

※この避難支援プラン(個別計画)に関する情報は、要支援者の日常の見守り支援、災害時の安否確認、避難行動等の支援に役立つものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を流したりすることを禁止します。